

第72回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和4年3月17日（木）18時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

都内の陽性者数等の状況（令和4年3月17日時点）

陽性者

8,461人

重症者

53人

〔オミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床使用率〕
20.4%（164人/804床）

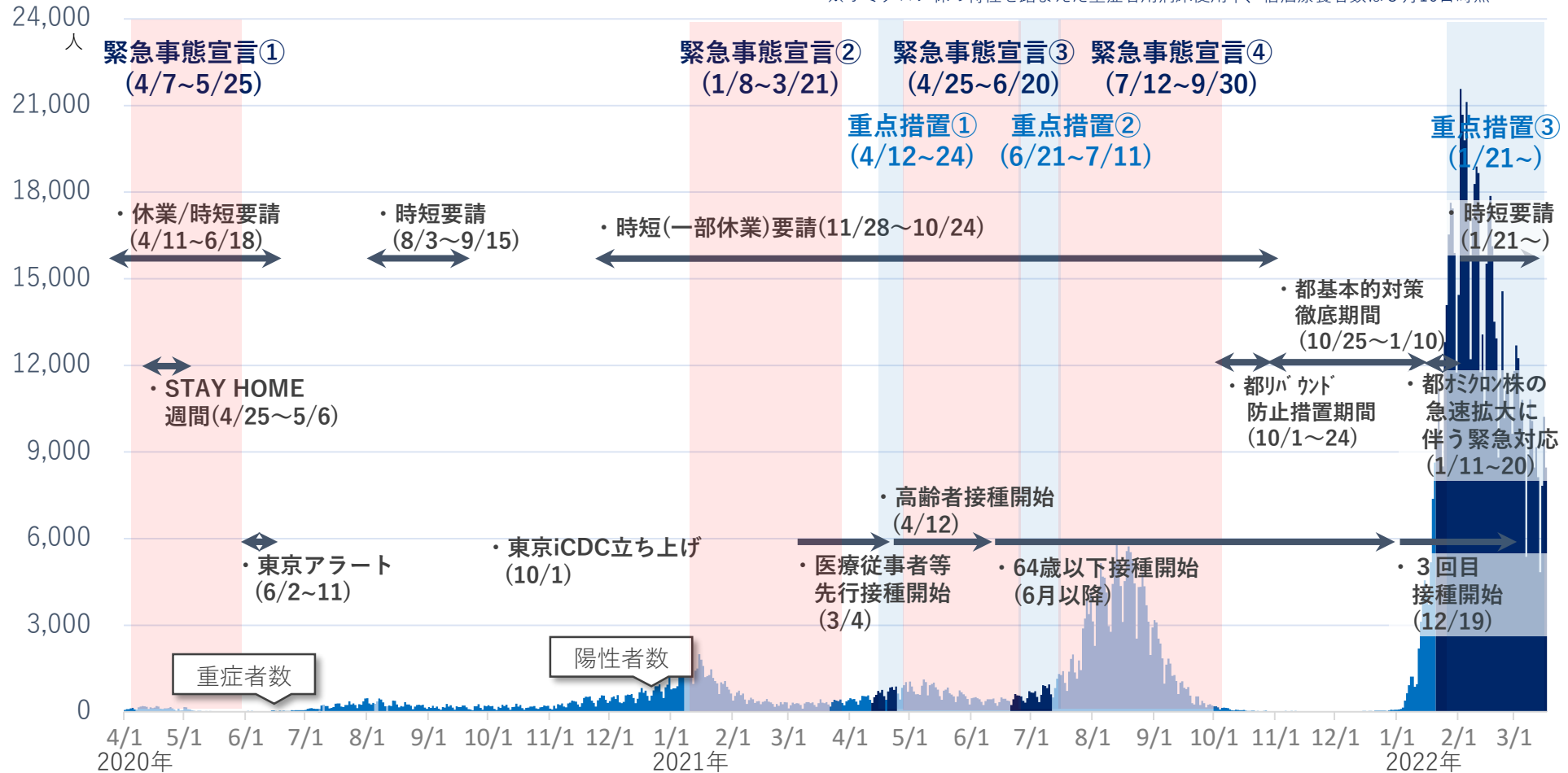
入院

2,635人／7,229床
（病床使用率36.5%）

宿泊療養

3,104人／約13,000室確保

※オミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床使用率、宿泊療養者数は3月16日時点



直近の国の動き

<p>令和4年3月4日</p>	<p>第89回新型コロナウイルス感染症対策本部開催 (持ち回り開催)</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施 (終了) 区域 福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県 期間 ~令和4年3月6日 (延長) 区域 北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県 期間 ~令和4年3月21日
<p>令和4年3月17日</p>	<p>第90回新型コロナウイルス感染症対策本部開催</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の終了 区域 北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県 終了日 令和4年3月21日

近隣3県における感染状況等

(各県ホームページ、3月16日時点)

	埼玉県	千葉県	神奈川県
新規陽性者数 (7日間平均)	3,782.9人 (26,480人/7日)	3,083.9人	5,403人
入院患者数	995人	906人	1,256人
病床使用率	45.1%	51.1%	50.24%
重症患者数	37人	19人	69人
重症者用病床使用率	15.5%	15.3%	25.56%

東京都リバウンド警戒期間

期 間

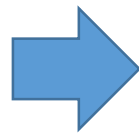
3月22日（火） 0時から
4月24日（日） 24時まで

区 域

都内全域

目的・実施内容

「医療の逼迫を
招かない」



- 医療提供体制の**維持**
- **ワクチン接種**の更なる加速
- 徹底した**感染リスクの回避**

リバウンド警戒期間における取組（案）

令和4年3月17日
東京都

1. リバウンド警戒期間における取組

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和4年3月22日（火曜日）0時から4月24日（日曜日）24時まで

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備え、以下の要請、協力依頼を実施

①都民向け

- ・混雑している場所や時間を避けて行動
- ・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底 等

②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請、協力依頼

(外出・移動等)

- 混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼。こうした対応が難しいと判断される場合や発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼

(会食等)

- 会食は、少人数、短時間で実施するよう協力を依頼
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛するよう協力を依頼

(その他)

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 感染に不安を感じる者は、検査を受けることを要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内（※）、滞在時間を2時間以内（※）とするよう協力を依頼※陰性証明書等を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合を除く・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none">●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項） （「3（3）イベントの開催制限」参照） ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ● 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施するよう協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
大学等 (第3号)	大学 等	<ul style="list-style-type: none">●大学等においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛するよう協力を依頼

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

施設規模 イベント類型	施設の収容定員（※2）		
	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしの イベントの場合 （※1）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
		「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 ➡ 収容定員まで可	
大声ありの イベントの場合 （※1）	収容定員の半分まで可		

- ※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント
大声なしのイベント・・・上記以外のイベント
- ※2 収容定員が設定されていない場合
 - ・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保
 - ・大声なしのイベント：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保
- ※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ
- ※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 参加者等に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や、直行直帰の呼びかけ等を行うよう協力を依頼
- 接触確認アプリ等を活用することを要請（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインを遵守することを要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(4) その他

(職場への出勤等)

- テレワークの推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

(ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)

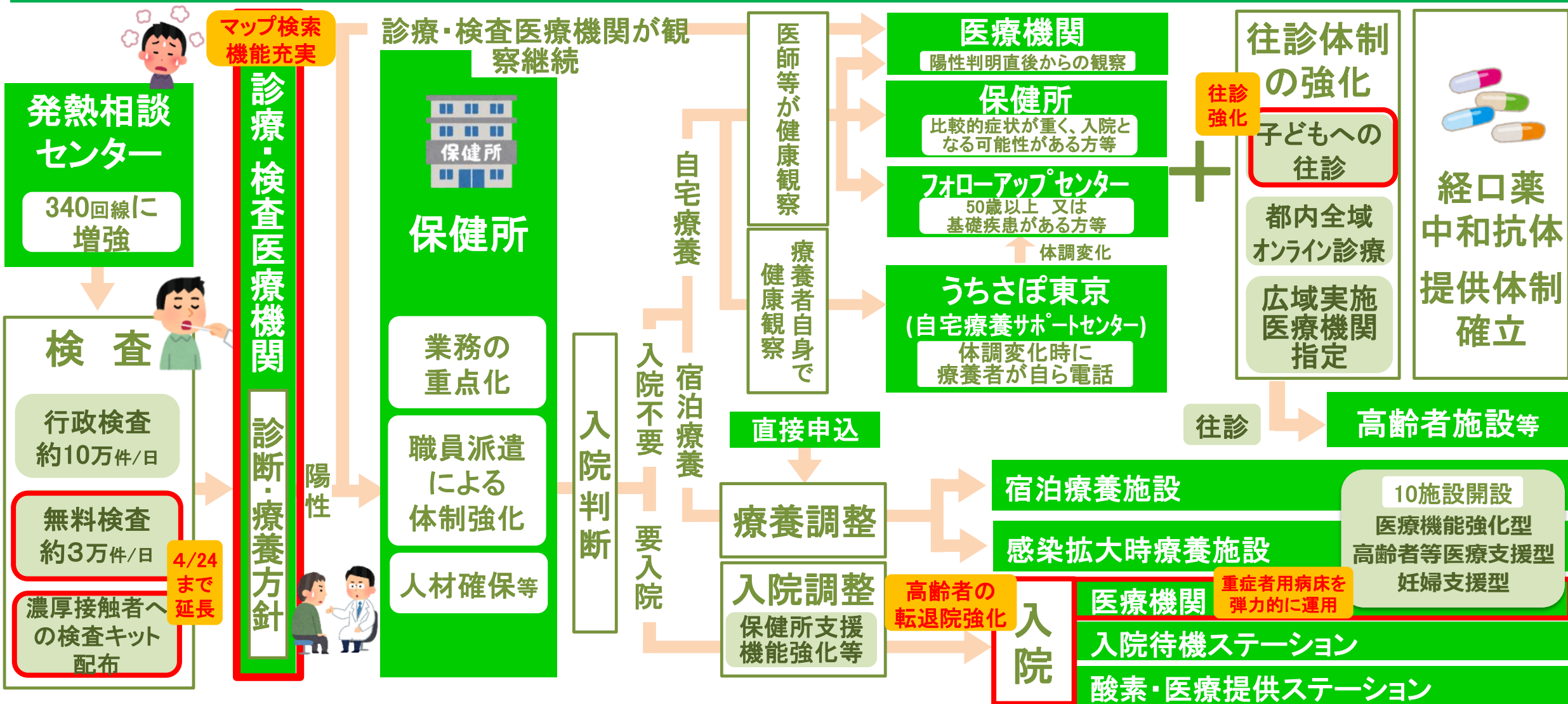
- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYOワクション等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組を推奨

例) 飲食 : 大人数の会食、ホームパーティー 等
イベント : 小規模イベント、結婚式 等
移動 : 都道府県間の旅行 等
その他 : 高齢者施設での面会 等

新規陽性者数と重症者数の推移

		第1波 緊急事態宣言 R2.4.7~5.25	第2波 R2.8~9	第3波 緊急事態宣言 R3.1.8~3.21	第4波 緊急事態宣言 R3.4.25~6.20	第5波 緊急事態宣言 R3.7.12~9.30	第6波 重点措置 R4.1.21~3.21
要請日		要請なし	要請なし	R3.1.2	R3.4.21	要請なし	R4.1.17
新規 陽性者 (7日間平均)	開始時	R2.4.7 98.3人	R2.8.3 338.1人	R3.1.2 857.7人	R3.4.21 664.1人	R3.7.12 756.9人	R4.1.17 3,252.7人
	最大値	R2.4.14 167.0人	R2.8.5 346.1人	R3.1.11 1,861.1人	R3.5.13 935.3人	R3.8.19 4,923.4人	R4.2.8 18,575.0人
重症者数	開始時	R2.4.7 27人	R2.8.3 15人	R3.1.2 94人	R3.4.21 48人	R3.7.12 55人	R4.1.17 5人
	最大値	R2.4.28 105人	R2.8.23 39人	R3.1.20 160人	R3.5.12 86人	R3.8.28 297人	R4.2.19 87人

保健・医療提供体制の全体像



医療提供体制（高齢者対策）

高齢者 対策

高齢者医療・介護支援型の臨時の医療施設を整備（往診、治療及び転退院拠点）

（2/21以降、旧東京女子医大東医療センター（**人員増による体制強化**）、都立・公社病院 計250床開設）

高齢者施設への往診体制を強化（1/24～、**延べ81施設493人**）

複数の陽性者が発生した場合の高齢者施設への医療支援を強化

（施設の嘱託医等や地区医師会が設置する医療支援チームによる往診）（2/18～）

入院が長期化した高齢者の転退院の強化（1月以降1,300件を超える転退院を実施）

（介護度に関わらず要介護の患者に係る診療報酬の引き上げを国に要望）

感染拡大により運営継続が困難な高齢者施設の人的応援体制を強化

集中的検査の対象を、通所系・訪問系の事業所の職員に拡大、**検査キットの積極的活用**

（2/7～、**検査実績累計33,584件**）

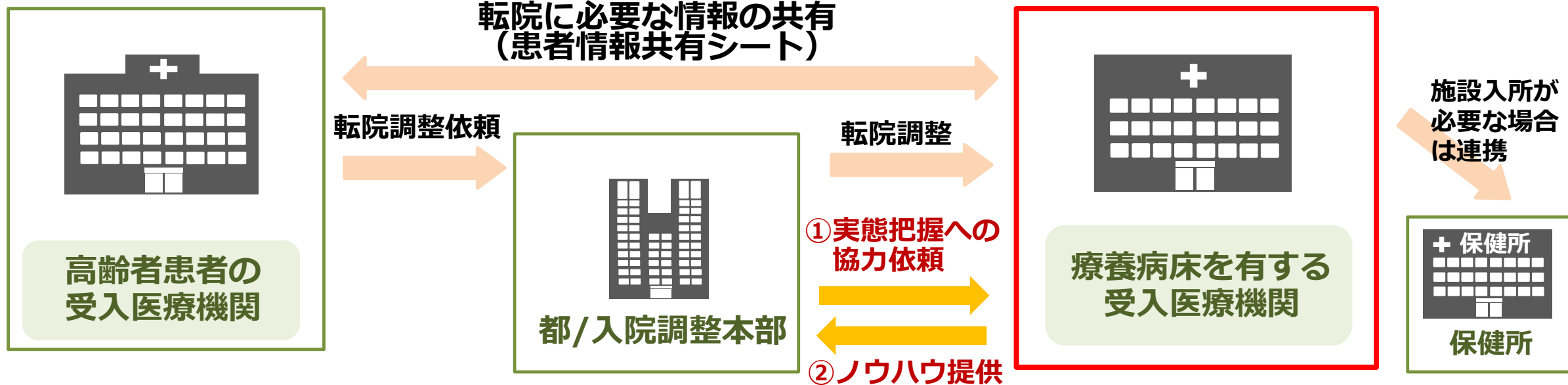
高齢者施設のワクチン追加接種の早期実施、ワクチンバス（移動式接種会場）による

ワクチン接種を促進・**接種体制を5チームに増強・奥多摩町への派遣**

新型コロナ治療終了後の高齢者の療養病床への転院支援

- ✓ 新型コロナの治療が終了した高齢者について、療養病床への転院をさらに促進
- ✓ 併せて、介護度に関わらず要介護の患者に係る診療報酬の引き上げを国に要望

概要



医療提供体制（子ども対策）

子ども 対策

妊婦支援型の臨時の医療施設を整備（2/19以降、イーストタワー（品川プリンスホテル）・
ファーイーストビレッジホテル東京有明・都立・公社病院 計100床開設）、子どもを含む
家族で利用可能な感染拡大時療養施設を整備（2/9立飛開設）

保育所等の休園時における代替保育（公民館・児童館等）への支援

親が陽性・子どもが濃厚接触者となった場合の、子どもの預け先を確保

自宅療養中の子どもへの往診体制の強化

集中的検査の対象を保育士・ベビーシッター・小学校職員に拡大、
検査キットの積極的活用（検査実績累計53,196件）

保育士・ベビーシッターへのワクチン接種を推進、**親子接種の実施（3/14～）**

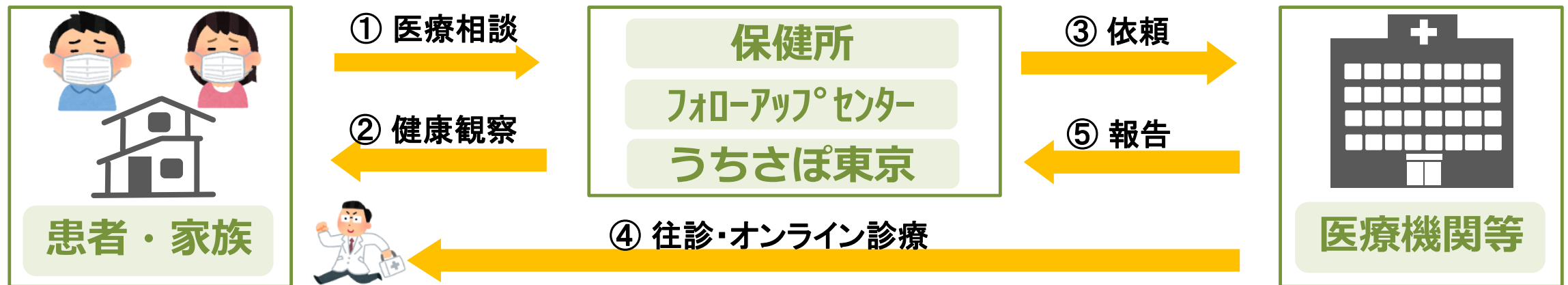
保育所等へ感染対策支援チームを派遣、保育施設における感染症対策
リーフレットを改訂

子どもへの往診体制の強化

自宅療養中に容態が変化した子どもに対する往診やオンライン診療体制を強化

往診・オンライン診療

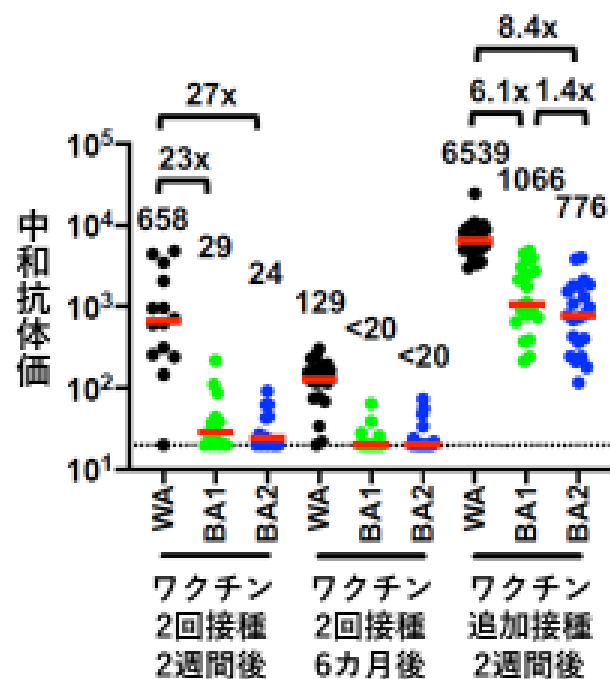
- 往診体制強化事業の参画医療機関による子どもへの往診を実施
- 夜間休日においても、子どもへの往診体制を確保



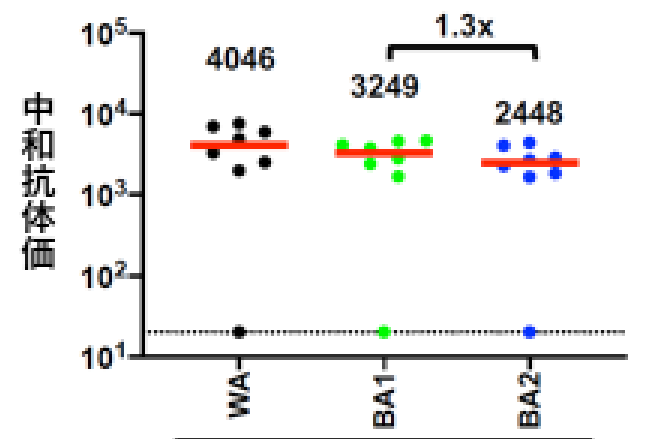
3回目接種の有効性について

【3月17日モニタリング会議 宮坂先生資料】

オミクロンに対する防御には、追加免疫が必要である
 = 追加免疫をすることにより、BA.1とBA.2の両方に対する備えとなる



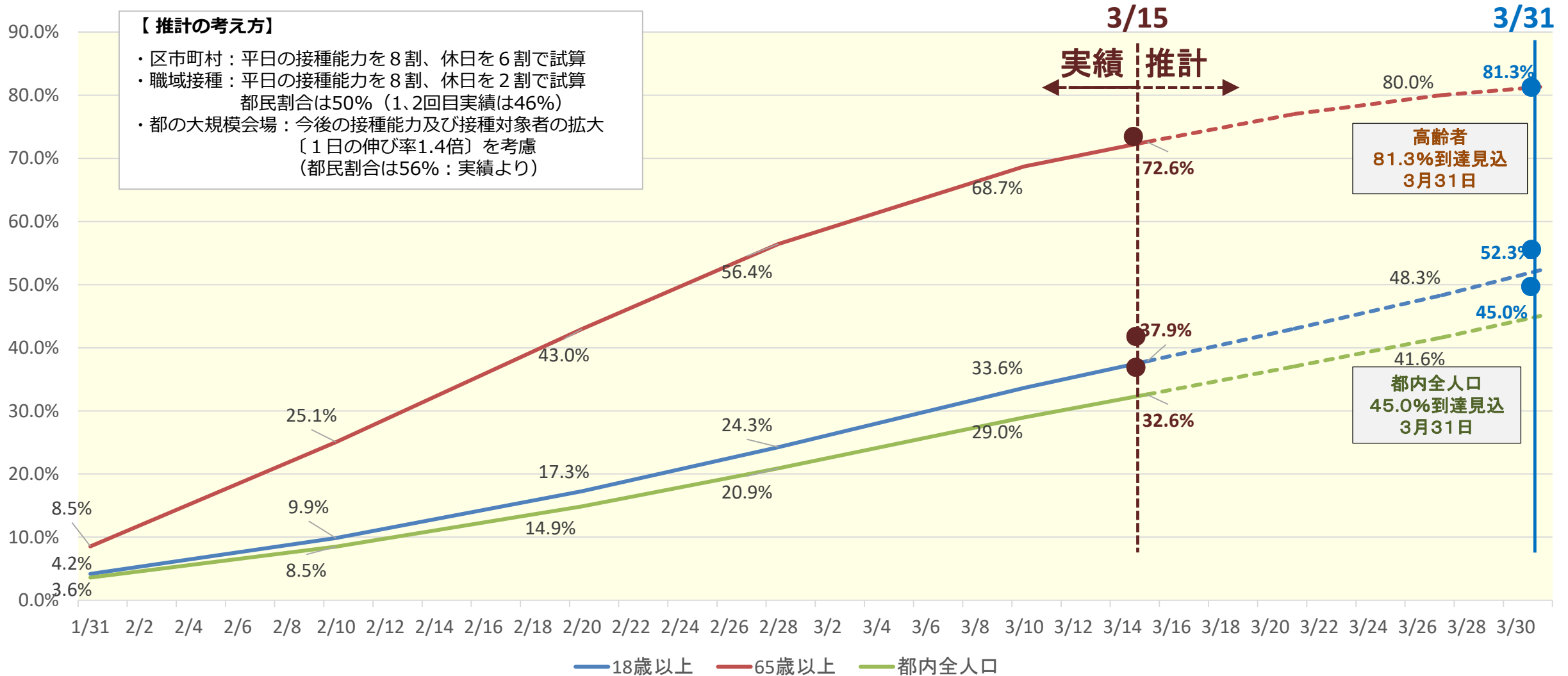
BA.1, BA.2ともに、中和抗体ができにくく、
 ワクチン2回接種だけでは不十分。BA.1感染、
 BA.2感染を防ぐためには、追加接種が必要である。



BA.1感染者の血清には
 元の株、BA.1, BA.2のいずれも
 中和する中和抗体が存在する

BA.1に感染した人では、BA.2に対する
 中和抗体ができている → BA.1に対する
 免疫はBA.2に対しても効果がある。

都民の3回目接種率の推移について



都・大規模会場における3回目接種の推進

NO	会場名	最大接種規模	接種対象（18歳以上）
1	都庁南展望室	1,500 回/日	都内在住・在勤・在学
2	行幸地下（予約なし実施中）	4,000 回/日	
3	立川南	1,500 回/日	
4	三楽病院	800 回/日	
5	乃木坂 ※予約なし開始（3/22～）	2,400 回/日	
6	立川高松（予約なし実施中）	2,000 回/日	
7	東京ドーム（予約なし実施中）	800 回/日	都内在住 → 都内在住・在勤・在学(3/18～)
8	都庁北展望室 ※予約なし開始（3/22～）	1,250 回/日	エッセンシャルワーカー → 都内在住・在勤・在学(3/22～)
9	多摩センター	900 回/日	
10	都立大・荒川キャンパス	1,000 回/日	若者・学生
11	都立大・南大沢キャンパス	1,500 回/日	
12	神代植物公園（ドライブスルー会場）	100 回/日	自力移動困難者
13	中小企業・飯田橋	500 回/日	中小企業従業員等
14	中小企業・サポートスクエアTAMA	500 回/日	
計		18,750 回/日	


 ワクチンバスによる接種数（約1,000回/日）と合わせて、**合計約20,000回/日**

ワクチンバスによる小児接種の実施

場 所

- ・ 奥多摩町（奥多摩文化会館）

日 程

- ・ 3月23日（水）14時～16時

対象者

- ・ 奥多摩町在住の小児（20名程度）

運営方法

- ・ 1チーム編成
- ・ 会館内において、予診から経過観察までを実施
- ・ 緊急時は青梅市立総合病院及び町消防署と連携



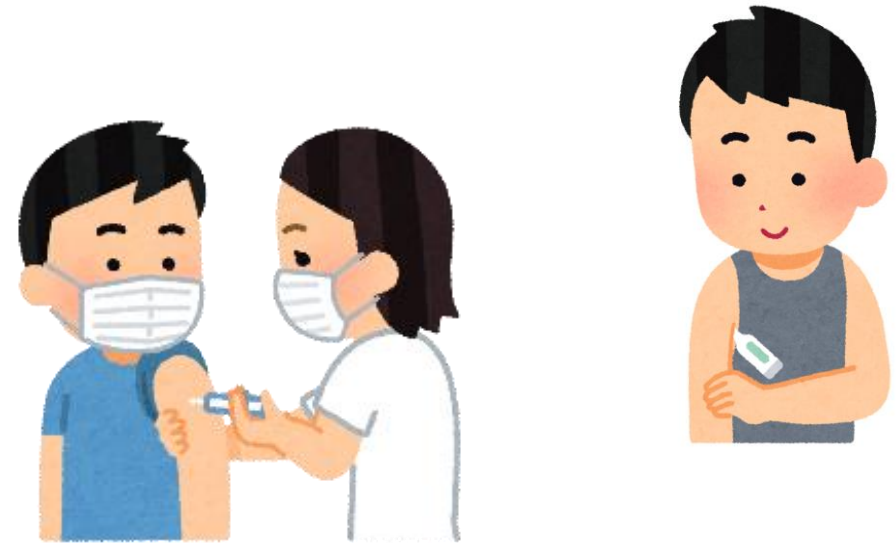
企業などの皆さまへ

- ◎ **テレワーク、時差出勤**等、人との接触を低減する取組を徹底
- ◎ **引き続き事業継続**をサポートするため、**支援策の実施期間を延長**

事業継続のための備え		延長期日
宿泊型テレワークによるBCPの実行支援 など		4月末
宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供(日帰り)【区部・多摩】		4月末
コロナで欠勤したスーパー・コンビニ従業員の代替要員確保支援		4月24日
営業に影響のある飲食事業者へのサポート		
飲食店がデリバリーサービス等始める際の初期費用等の助成 など		6月末
引き続きの感染防止対策の後押し		
高齢者を家庭での感染から守るための宿泊施設における滞在支援		4月末
ガイドラインに沿った対策(アクリル板、換気設備等)の支援 など		6月末

学校における対応

- ✓ 春休みに向けて、**児童・生徒**や**保護者**に、
チェックリストやリーフレットを配布して、
感染症対策を徹底
- ✓ 教職員の**3回目**の
ワクチン接種を促進



都立施設等の対応

3月22日以降の対応

○ 現在休館中の都立施設は、入場制限等の感染防止対策を徹底した上で順次再開（動物園、有料庭園、PR施設等）

・ 上野動物園

双子パンダ観覧（25日から）

➡ 2,800人/日（19日から抽選受付）

一般入園（23日から）

➡ 4,000人/日（20日から事前予約受付）



【抽選サイト】



○ スポーツ施設等の21時までの時間短縮は終了

○ 都立公園等における桜花期の対策（宴会の自粛要請、特定エリアの立入制限等）を実施

「第 72 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 4 年 3 月 17 日（木） 18 時 00 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは、ただ今より、第 72 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

最初に、都内の陽性者等の状況について私から報告いたします。

まず都内の陽性者数の状況ですけれども、本日 17 日現在で、陽性者については約 8,500 名、病床利用率は 36.5%、そして重症者 53 名ということで下降傾向を続けております。

次に、国の動きですけれども、18 都道府県に重点措置が適用されておりましたが、先ほど、21 日をもって終了することが政府において決定をされております。

スライドの下段になりますけれども、近隣 3 県における感染状況になります。数値は表の記載のとおりですけれども、3 件とも減少傾向が続いているという状況になっております。

それでは、重点措置解除後の都の対策について取りまとめましたので、各局から報告いたします。

まず、「東京都リバウンド警戒期間」、他について、総務局長お願いいたします。

【総務局長】

はい、先ほど政府対策本部が開催されまして、3 月 21 日をもって、都に対するまん延防止等重点措置の終了が決定されました。

重点措置は終了されますが、都は、4 月 24 日までの 1 か月を「リバウンド警戒期間」といたしまして、医療の逼迫を招かないように必要な取組を講じてまいります。

リバウンド警戒期間における取組でございますが、まず、都民及び事業者向けの要請や協力依頼でございます、「リバウンド警戒期間における取組（案）」を説明いたします。

対象となる区域は都内全域、期間は 3 月 22 日 0 時から 4 月 24 日 24 時までといたしまして、都民及び事業者向けに要請や協力依頼を行ってまいります。

都民向けの要請等でございますが、混雑している場所や時間を避けて行動すること、会食は少人数、短時間で実施すること等の協力を依頼するとともに、基本的な感染防止対策を徹底すること等を要請いたします。

次に、事業者向けの要請等でございます。

飲食店等について、認証店に対しましては、原則、同一グループの同一テーブルへの入店案内を 4 人以内、滞在時間を 2 時間以内とすること等の協力を依頼いたします。

一方、非認証店に対しましては、同一グループの同一テーブルへの入店案内を 4 人以内、滞

在時間を2時間以内とすること、酒類の提供・持込は11時から21時までの間とすること等の協力を依頼いたします。

その他の施設への要請等でございますが、イベントを開催する場合、後ほど説明いたします規模要件に沿って施設を使用すること等を要請いたします。また、長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること等の協力を依頼いたします。

学校、保育所等について、基本的な感染防止策の実施等の協力を依頼いたします。また、大学等については、基本的な感染防止策の実施、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛等の協力を依頼いたします。

イベントの開催制限については、イベント主催者等に対して、表に記載のとおり、規模要件に沿ったイベントの開催を要請いたします。また、参加者等に対しまして、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うことについて協力を依頼いたします。

職場への出勤等について、テレワークの推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼いたします。

最後に、例としてお示ししているような飲食、イベント、旅行等の活動に際して、TOKYOワクション等を活用したワクチン接種歴の確認や、陰性の検査結果を確認する取組を推奨いたします。

なお本日開催した感染症対策審議会において、「リバウンド警戒期間における取組(案)」については「妥当」とのご意見を頂戴しております。

説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、医療提供体制等について、福祉保健局長お願いいたします。

【福祉保健局長】

はい、私から医療提供体制等についてご報告いたします。

まず、新規陽性者数と重症者数のこれまでの推移についてでございます。こちら、第1波から第6波にかけての新規陽性者数と重症者数を比較した表でございます。先ほど行われましたモニタリング会議で、上田医療体制戦略監からご説明がございました。ご覧になっていただければお分かりのとおり、新規陽性者数で言えば、1波、3波、6波とほぼ10倍ぐらゐの数字の増加になってございます。一方で、重症者数でございますが、とりわけ第6波のオミクロン株では、デルタ株が流行した第5波と比べまして、新規陽性者数は大幅に増えておりますが、重症者数は少なくなっているとのご指摘がございました。

また、上田医療体制戦略監からは、医療提供体制のひっ迫を招かないようにすることが何

よりも重要であるということで、この医療提供体制については、現行の体制、これを当面維持していくことが必要であると、こういうご指摘がございました。

こちらが、当面の保健・医療提供体制の全体像でございますが、重点措置期間終了後も確保病床や宿泊療養施設など、現行の体制を基本的に維持してまいります。

さらに、重症化しやすい高齢者や感染が広がっている子供への対策を更に強化いたします。

一方で、救急病床等々につきましては、一般救急とのバランスを踏まえまして、弾力的に運用してまいります。

なお、不安を感じる方に対する無料検査、あるいはこれまで実施してまいりました濃厚接触者への検査キットの配布については、引き続き4月24日まで延長をいたします。

次に、高齢者対策についてでございますが、高齢者の医療支援型の臨時の医療施設であります、旧東京女子医大東医療センターの体制を更に強化いたしまして多くの方を受け入れることとしております。

また、高齢者施設を巡回するワクチンバスについては、5チーム体制に増強してございます。

さらに、これまで医療従事者については濃厚接触者になっても毎日検査で業務従事できましたが、今回、この仕組みが高齢者や保育の施設の職員も拡大されることになりました。そのため、集中的検査で配布している検査キットを有効に活用すると、こういう形で行っていきたいと考えております。

続きまして、新型コロナ治療終了後の高齢者の療養病床への転院の支援についてでございます。

これまで、入院調整本部による転退院支援の強化によりまして、1月以降1,300件を超える転退院を実施してまいりました。病床を有効活用するため、新型コロナの治療が終了した高齢者について、療養病床への転院をさらに促進してまいります。

あわせて、介護度に関わらず要介護の患者を受けられるよう、診療報酬の引き上げを国に要望いたしました。

次に、子どもへの対策でございます。

自宅療養中の子どもへの往診体制を強化いたします。詳細は、後程ご説明します。

また、ワクチン接種については、3月14日から、大規模接種会場であります三楽病院で、お子さんが接種をする際に、同時に接種を希望する保護者に接種の機会を提供してございます。

さらに保育施設などの職員が濃厚接触者になった場合も、集中的検査で配布した検査キットを活用して業務に従事できる形にいたします。

子どもへの往診体制の強化についてでございますが、自宅療養中に容態が変化した子どもに対して、速やかに往診やオンライン診療を実施するとともに、夜間休日においても、広域的に往診を行う医療機関による診療体制を確保いたします。

こうした取組によって、お子さんや親御さんがご家庭で安心して療養できる環境を整備してまいります。

次に、3回目のワクチン接種でございます。

本日のモニタリング会議において、宮坂先生、小原先生から、3回目接種の必要性、あるいは有効性のお話がありました。左の図の方が、ワクチンの2回接種した2週間後、6か月後に低下をしたのが、追加接種した形によって抗体価が上がるという資料でございます。

右の資料は、ワクチン接種がB A.1、B A.2の両方に対する備えになると、こういった資料になってございます。

次に、都民の3回目の接種率の推移でございます。

3月下旬には、都内全人口の45%が接種する見込みになってございます。これは、第5波で新規陽性者数が減少に転じた水準となってまいります。高齢者への接種も80%に達する見込みでございます。

3回目のワクチン接種をできるだけ前倒しをして実施していくと、このため東京都の大規模接種会場において接種をさらに推進してまいります。

現在、ご覧の14会場とワクチンバスで1日2万回の接種体制を用意してございます。

都の大規模接種会場のうち、都庁北展望室、多摩センター、東京ドームの3会場において、接種対象を「都内在住・在勤・在学」の方に拡大して、都民生活を支えるエッセンシャルワーカーを含め、より多くの方に接種いただけるようにいたします。

また、行幸地下、立川高松、東京ドームではすでに予約なし接種を実施しておりますが、3月22日からは都庁北展望室、乃木坂の2会場で新たに予約なし3回目接種を開始いたします。

次に、ワクチンバスによる小児接種の実施でございます。

高齢者施設を巡回するワクチンバスは、高齢者施設のワクチン接種が順調に進んでいることから、奥多摩町にワクチンバスを派遣し、地元自治体と連携し、小児接種を実施することといたしました。

他の自治体からもご要望があれば対応いたします。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、企業の事業継続に向けた取組について産業労働局長お願いいたします。

【産業労働局長】

私からは、企業の事業継続に向けた取組について報告させていただきます。

事業者の皆様には、テレワークや時差出勤など、人との接触を低減する取組の徹底をお願いしたいと考えております。

また、都として、そうした事業継続の後押しも引き続き行ってまいります。

ホテルで宿泊をしながらテレワークをする取組へのサポートや、同じくホテルを日帰りのサテライトオフィスとして提供する事業の実施期間などを4月末まで延長いたします。また、日々の食料品を提供する中小のスーパーやコンビニでの働き手の確保支援について、申込みの期間を4月24日まで延長をいたします。

このほか、コロナ禍で営業に影響を受ける飲食事業者が新たにデリバリーサービス等始める際のサポートや、業界ごとのガイドラインに沿った感染防止対策への支援なども継続して実施をいたします。

引き続き、こうした取組を総合的に展開いたしまして、事業者の皆様をサポートしてまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございます。

次に、「学校における対応」について教育長お願いいたします。

【教育長】

はい、学校の対応についてでございます。

学校では、間もなく春休みを迎えます。4月からの新学期や新入学、新生活に向けて、これまでの取組を緩めることなく、感染症対策を徹底することが重要でございます。

そのため、春休み中も感染症対策にしっかりと取り組むよう、児童・生徒を指導いたしますとともに、保護者の方には、家庭における健康観察を行っていただくよう、チェックリスト等を配布をいたしまして、協力をお願いいたします。

また、教職員につきましては、学校の春休み期間中に、3回目のワクチン接種が終えられるよう、大規模接種会場等の活用を働きかけてまいります。

なお、修学旅行など、宿泊を伴う学校行事につきましては、まん延防止等重点措置が終了した後は、基本的な感染防止対策や行動管理を徹底した上で、地域や各学校、訪問先の感染状況を踏まえ、実施を判断してまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「都立施設等の対応」について政策企画局長お願いいたします。

【政策企画局長】

はい、都立施設の対応について申し上げます。

現在休館中の動物園、有料庭園、P R施設などの都立施設につきましては、入場制限等の感染防止対策を徹底した上で、3月22日以降順次再開いたします。

また、上野動物園の双子のパンダとお母さんパンダにつきましては、1日あたり2,800人といたしまして、3月19日から専用サイトで抽選の受付を開始いたしまして、3月25日から公開いたします。

花見の時期となりますが、都立公園等では、宴会や飲食等の自粛を要請いたします。また、一部のエリアの立入制限等を実施いたします。

以上の点につきまして、別途、詳細を通知いたしますので、適切にご対応いただくよう、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

各局の報告は以上ですけれども、このほかに、W e b参加の方も含めましてご発言ある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは最後に、本部長からご指示をいただきます。お願いいたします。

【本部長（知事）】

はい。

先ほど、政府対策本部が開催をされまして、都に対するまん延防止等重点措置の終了が決定されました。よって、都は3月21日までといたしました重点措置を終了いたします。

一方で、これからは年度末であります。これを挟んで、人の動きが活発化する時期であります。ワクチン接種の進捗度合いや経口薬の普及の遅れがリバウンドに繋がらないようにしなければなりません。

そこで、3月22日から4月24日までの1か月を「リバウンド警戒期間」としまして、医療の逼迫を招かないように、必要な取組を講じてまいります。

取組などの具体的な内容については、関係局長から報告があったとおりでございます。

そしてこの後、都民の皆さんや事業者の皆さんに対して、改めて呼びかけを行ってまいります。

都民、事業者、そして医療従事者の皆さんには、多大なご協力、ご尽力を賜ってまいりました。深く感謝を申し上げます。

また引き続き、都民の皆様や事業者、行政、力を結集しまして、医療提供体制への負荷を徹底的に軽減をしてまいります。

各局等におきましては、連携を密にして、全庁一丸となって対策に取り組んでいただきたいと存じます。頑張りましょう。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第72回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。